

山形銀行カードローン「サポート」契約（当座貸越契約）

私は表面記載の保証会社の保証に基づく、貴行との当座貸越取引（山形銀行カードローン取引）（以下「本取引」という）をするについて、次のとおり各条項を約定します。

第1条（取引の開設等）

- 貴行との当座貸越取引（山形銀行カードローンの取引）は、貴行本支店のうちいずれか1カ店のみで口座開設できるものとします。
当座貸越取引を行うに際しての取引用口座として、表記総合口座（以下「指定口座」という）を指定し、この契約書のほか、総合口座取引規定の各条項を確約します。
- 貴行は本取引に使用するための「キャッシュカード」（以下「カード」という）を発行するものとします。ただし既にカード発行済みの場合は新たに発行はいたしません。また指定口座にやまぎんハイブリッドカード契約がある場合には次のいずれかの取引ができるものとします。
 - 貴行はカードを発行せず、やまぎんハイブリッドカードでこの取引を行います。
 - 貴行はカードを発行し、このカードおよびやまぎんハイブリッドカードでこの取引を行います。

第2条（貸越極限度額）

- この取引により貴行から借入できる極限度額は表記申込書記載の金額とします。
- 前項の極限度額を超えて貴行が貸越をした場合にもこの約定が適用されるものとし、その場合は、貴行から請求があり次第、直ちに極限度額を超える金額を支払います。
- 貴行は前項にかかわらず本取引の貸越極限度額を増額または減額できるものとします。この場合貴行は変更の貸越極限度額および変更日を利用者に通知するものとします。

第3条（取引の方法）

- カードによる借入れおよび返済の取扱は、別に定めるやまぎんローンカード規定によるものとします。
- 窓口にて借入れる場合は、貴行所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出します。

第4条（取引期限等）

- 本取引の期限は、契約日の3年後の応答日（休日の場合はその翌営業日）とします。ただし、期限の1か月前までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、契約期限は更に3年間延長されるものとし、以降も同様とします。
前項の規定にかかわらず、満65歳を超えての契約期限の延長は行わないものとします。ただし、当行が延長を認めた場合は、この限りでないものとします。
貴行が前2項により期間延長に関する審査等のため資料の提出または報告を求めたときは、直ちにこれに応じるものとします。
貴行から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は、次のとおりとします。
 - 期限の到来により本取引は終了します。
 - 期限までに当座貸越借入元利金全額（以下債務全額という）を返済します。

第5条（当座貸越の利用）

- 本取引の当座貸越は指定口座の残高が少ない場合（総合口座取引規定による貸越金が当座貸越極限度額に達している場合）に利用するものとします。
- 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり、前項に該当する場合は、当座貸越により借入れ、借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。
- 当座貸越は貴店のほか貴行本支店のどの店舗でも利用できるとします。
- 総合口座による貸越金の担保となる定期預金を預入れた（追加預入を含む）場合、この契約による貸越金があるときは、その貸越金は総合口座の当座貸越極限度額または極限度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取扱うものとします。
- 総合口座による、貸越金の担保となっている定期預金が解約されたことにより、総合口座による貸越金残高が総合口座取引の当座貸越極限度額を超えた場合、取扱う金額は、第2条第1項の極限度額の範囲内で、この契約による貸越金として取扱うものとします。その場合、第2条第1項の極限度額を超える金額は、直ちに返済するものとします。

第6条（返済方法）

- この契約に基づく貸越金の残高がある場合、返済はこの契約による貸越金に先に充当するものとします。
貴行は第2条第1項に規定する極限度額を超えて貸越をした場合において、指定口座に入または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く）があるときは、極限度額を超える額につき、各種料金等の支払いに優先してこの返済に充当することができます。

第7条（通帳の表示）

- 第5条第1項ならびに第2項の場合、通帳の支払欄には、当座貸越の貸越額と普通預金の払戻額（総合口座取引の当座貸越を利用した払戻額を含む）は、合算して表示するものとします。
- 通帳の残高欄には、貸越金残高（総合口座取引による貸越金がある場合は、その貸越金残高との合計額）または預金残高のいずれかを示すものとします。

第8条（利息、損害金等）

- 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円とし、貴行所定の利率および方法により、毎日の当座貸越金の最終残高について、毎年2月と8月の貴行所定の日に計算するものとします。
- 前項の利率は金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴行において、一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- 前項による利率変更の内容は、貴行の店頭または現金自動預入支払機設置場所に掲示するものとします。
- 貴行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.0%（年365日の日割計算）とするものとします。

第9条（利息等の支払）

この契約に基づく貸越金の利息、損害金、印紙代、手数料等の費用の支払については、通帳および払戻請求書なしに貴行所定の日、方法により指定口座から自動的に引落し、または当座貸越残高に組入れるものとします。

第10条（即時支払）

- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくとも、直ちに債務全額を支払います。
 - 支払停止または破産手続開始・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 私の預金その他の貴行における債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 第2条第2項の請求にかかわらず貸越極限度額を超えたまま2か月を経過したとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって貴行において私の所在が不明なとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の各号の場合には、貴行の請求によって直ちに当座貸越元利金を支払います。
 - 貴行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - 貴行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第11条（減額・中止・解約）

- 前条各項の事由があるとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、貴行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。
- 私はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、私は貴行所定の書面により貴店に通知します。
- 前2項によりこの契約が解約または中止された場合、私は直ちに債務全額を支払います。また、極限度額を減額された場合にも直ちに減額後の極限度額を超える当座貸越借入金を支払います。
- 指定口座を解約する場合は、通帳およびカードを貴行に提出するものとします。この場合、この当座貸越取引は終了するものとし、前3項の規定に従うものとします。また、休眠預金等活用法など各種法令に基づく場合も同様とします。
- 本取引終了後において、貴行に対する当座貸越元利金、および損害金債務が残存する場合には、指定口座に入受または振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く）は債務完済に至るまで自動的に引き落とされても異議ありません。

第12条（差引計算）

- 本取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とをその債権のいかににかかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。

- るものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
- 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴行の定めたとものとします。

第13条（債主からの相殺）

- 私は、弁済期にある私の預金その他の債権と本取引による私の債務と相殺することができます。
前項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権証書、通帳は貴行所定の払戻請求書に届出印を押印して直ちに貴行に提出します。
- 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第14条（充当の指定）

返済または第12条による差引計算の場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができます、その充当に対しては異議を述べません。

第15条（債主からの相殺の場合の充当の指定）

- 第13条により私が相殺する場合、私の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
- 私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができます。
- 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短などを考慮して、取引したときは、それらの書類、印鑑等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。
- 前2項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したのとして、貴行はその順序方法を指定できるものとします。

第16条（危険負担、免責条項等）

- 私が貴行に差入れた証書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。
- 諸届その他の印影を私の届出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないとも認め取引したときは、それらの書類、印鑑等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害は私の負担とします。
- 通帳、カードまたは印章を失ったときは、直ちに書面にって届出します。この届出前に生じた損害は私の負担とします。
- 私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。

第17条（届出事項の変更等）

- 氏名、住所、印章その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出をします。
- 前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛てて、貴行からなされた通知または書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。
- 通帳またはカードを失った場合の通帳またはカードの再発行は、貴行所定の手続きをした後に行うものとします。その場合、相当の期間をおき、また貴行が必要とする場合は保証人を付することに同意します。

第18条（成年後見人等の届出）

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって貴行に届けるものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届けるものとします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
- 私または代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
- 私または代理人は、前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 前四項の届出の前に生じた損害については、貴行は責任を負いません。

第19条（報告および調査）

- 貴行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 私の信用状態について重大な変化を生じたときまたは生じるおそれがあるときは、貴行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

- 私は貴行に対し、私が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は貴行に対し、私が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 貴行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは貴行からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、私に対する請求が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
- 第3項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求を行わないものとします。また、貴行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第21条（合意管轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴行本店または支店の所在地の管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（譲渡、買入れ等の禁止）

カードおよび通帳は譲渡、買入れまたは貸与はできないものとします。

第23条（契約の変更）

- 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときは、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以上